

令和4年第6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年6月10日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉 ・ 松野 芳正
野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子
江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣
山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 江崎 和浩 ・ 清水 健吉 ・ 高橋美穂子
梶下 信孝

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
奥村 富則 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 高橋 直美
戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫
本田 忠男 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三
山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

| | | | |
|------|--------|-----|-------|
| 事務局長 | 横井 敬太 | 副主幹 | 佐藤 智香 |
| 副主幹 | 伊佐治 伸一 | 主査 | 吉村 雅子 |
| 主査 | 高橋 伸和 | 主査 | 中村 修 |
| 主任主事 | 宮地 結花 | 主事 | 宮田 直弥 |

議 事

- 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議
について
- 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議
について
- 議案第32号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に
係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議
について
- 議案第33号 岐阜市農地台帳点検等実施規定の一部を改正する規定の制定
について
-
- 報告第20号 農地法第3条の1の規定による許可の報告について
- 報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理
の報告について
- 報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理
の報告について

議 長

それでは、令和4年第6回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中14名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

それでは、議席番号2番林明委員、議席番号4番古田薫委員、御両名様、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

議案第29号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、常磐地区の申請は、農業経営を開始するための使用貸借の設定です。

3番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第29号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番および2番、鷺山、常磐地区は、河田均委員、お願ひします。

河田委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
申請地では野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、所有する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、2番の申請は、農業経営を拡大する借人へ田を貸し出すものです。

申請地では野菜を栽培される予定です。

借人は、市外に住んでいますが近々岐阜へ帰って来るということで、地域の取り決めなども十分承知されており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、三輪巖美地区は、福田正義委員、お願いします。

福田委員

3番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

受人は、芥見地区の担い手ですが、芥見地区のみではなく三輪地区でも耕作をしております。

申請地では水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

5月31日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに、現地立ち会いを行いました。

受人は申請地の隣の畑を世帯で耕作されており、申請地でも野菜を栽培される予定です。

地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、柳津地区は事務局から説明いたします。

伊佐治副主幹

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ田を譲り渡すものです。
6月2日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に現地立会いを行いました。
申請地では野菜を栽培される予定です。
立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可については問題ないとのことです。

議 長

議案第29号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。
議案第29号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第30号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、4件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第30号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
5ページの総括表をご覧ください。
今回は、4件、2,471.61平方メートルです。
6ページをお願いします。
1番、長良地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。
申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。
以上でございます。
2番、黒野地区の申請は、貸し資材置場に転用するものです。
申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3番、黒野地区の申請は、寺院の駐車場に転用するものです。

この申請は転用面積が1,000平方メートルを超える大規模転用となりますので議案書末尾53ページに位置図を付けております。御覧ください。

申請地は、岐北中学校から西へおおむね300メートルの所に位置しており、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

4番、黒野地区の申請は、貸し駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第30号について説明を受けました。

3番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、3番、黒野地区については、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

3番の申請は、寺院駐車場として転用するものです。

5月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地付近の農地について、土砂の流出がないように管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第30号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第30号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第31号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第31号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表をご覧ください。今回は、3件、合計2,097平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、北長森地区の申請は、使用貸借の設定により、子の住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、方県地区の申請は、使用貸借の設定により、堆肥舎に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、地域の農業の振興に資する施設の農業用施設にあたりますので、許可し得るものです。

3番、芥見地区の申請は、賃借権の設定により、医療施設建設工事に伴う一時的な駐車場に転用するものです。

申請地は、農振農用地区域内の農地ですが仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第31号について説明を受けました。

議案 第31号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第31号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第32号租税特別措置法 第70条の6 第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹 それでは、議案第32号について説明いたします。
11ページをお願いします。
今回は、1件提出されており、特例適用農地面積は、1,288平方メートルとなっております。
証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。
以上でございます。

議長 ただいま、議案第32号について説明を受けました。
議案第32号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので採決に入ります。
議案第32号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第33号岐阜市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定について、事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹 議案第33号について説明いたします。12ページを御覧ください。
今回の改正理由は、インターネットを利用して農地台帳等を公表するシステムが変更されましたので、第5条に記載のあります「全国農業会議所が管理する農地情報公開システム」を「農林水産省地理情報管理システム」に表記を改めるものです。
それに伴い、様式1号閲覧用農地台帳と、様式2号農地台帳閲覧請求書を変更します。変更箇所について、20ページ及び21ページを御覧ください。

様式1号閲覧用農地台帳ですが、下線のところが変更、追加した箇所となります。

様式2号農地台帳閲覧請求書ですが、下線のところが、変更、追加した箇所となります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第33号について説明を受けました。

議案第33号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

採決に入ります。議案第33号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。報告第20号から第23号について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、報告第20号について説明いたします。

30ページに記載の常磐地区の申請は、名古屋国税局の公売による入札が4月に実施されました。本年3月に開催いたしました農業委員会総会で、農地の買受適格者である旨の意見決定を受けた出願者が、入札の結果、最高価買受申出人となり、今回許可申請書が提出されました。

申請内容を確認したところ、証明書の交付時と同じ内容でしたので、許可いたしました。以上でございます。

続きまして、報告第21号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

32ページをお願いします。

届出は、28件、合計35,687.46平方メートルです。

続きまして、報告第22号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

34ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、8件、合計1,761平方メートルです。

明細は、35ページから36ページです。

続きまして、報告第23号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

38ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、55件、合計27,037.45平方メートルです。

明細は、39ページから52ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和4年5月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時26分閉会を宣す。